

令和2年12月感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金（大阪市・府共同）支給要綱

（目的）

第1条 本要綱は、令和2年12月感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金（大阪市・府共同）（以下「協力金」という。）の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

2 協力金は、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、大阪府が「第32回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議」（令和2年12月14日開催）において実施を決定した、大阪市全域を対象にした酒類の提供を行う飲食店等に対する休業要請等、「第33回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議」（令和2年12月25日開催）において期間の延長が決定した休業要請等及び「第34回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議」（令和3年1月8日開催）において期間の延長が決定した休業要請等（以下これらの休業要請等を併せて「要請」という。）に応じた事業者に対して協力金を支給することにより、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図ることを目的とする。

（対象者）

第2条 協力金支給の対象となるものは、次の各号いずれにも該当する事業者（以下「支給対象者」という。）とする。

（1）要請の対象区域内に施設（事業所）を有し、次の一に掲げる時までには当該施設を開業し、営業の実態があること（以下、開業し、営業の実態があることを「開業及び営業」という。）。ただし、一に掲げる時までには当該施設の開業及び営業を行っていないとしても、二に掲げる時までには開業及び営業を行っている場合に限り、本要件を充足するものとする。また、要請の対象施設（事業所）を運営（当該施設を自ら使用し、営業活動を行うこと。）しているものが、支給申請日又は支給決定日において倒産・廃業しているものでないこと。

一 要請を遵守した期間が（2）一、二又は三に掲げる期間である場合 令和2年12月15日

二 要請を遵守した期間が（2）四又は五に掲げる期間である場合 令和2年12月29日

（2）要請を受けた対象施設（事業所）を運営（当該施設を自ら使用し、営業活動を行うこと。）しており、次の一に掲げる期間において当該施設が該当する要請内容に応じた要請を遵守していること。ただし、要請を遵守した期間が一に掲げる期間に満たない場合であっても、二、三、四又は五に掲げる期間において当該施設が該当する要請内容に応じた要請を遵守した場合に限り、本要件を充足するものとする。

一 令和2年12月16日から令和3年1月13日までの全ての期間

二 令和2年12月16日から令和3年1月11日までの全ての期間

三 令和2年12月16日から令和2年12月29日までの全ての期間

四 令和2年12月30日から令和3年1月13日までの全ての期間

五 令和2年12月30日から令和3年1月11日までの全ての期間

(3) 要請の対象施設（事業所）において、「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（業種別ガイドライン）」を遵守し、大阪府感染防止宣言ステッカー（以下「ステッカー」という。）の導入をしていること。ただし、本要件については、対象施設（事業所）が次に掲げる時までステッカーを導入した場合には、本要件を充足するものとする。

一 (2) に規定する要請を遵守すべき期間（(2) 二、三、四又は五に掲げる期間を含む。以下同じ。）の全ての期間において営業時間短縮（5時～21時）を行った場合

ア 要請を遵守した期間が(2) 一又は四に掲げる期間である場合 令和3年1月13日

イ 要請を遵守した期間が(2) 二又は五に掲げる期間である場合 令和3年1月11日

ウ 要請を遵守した期間が(2) 三に掲げる期間である場合 令和2年12月29日

二 (2) に規定する要請を遵守すべき期間の全ての期間において休業を行った場合 当該施設の再開日又は協力金の支給申請日のいずれか早い日

(4) 要請の対象施設（事業所）において、営業に関して必要な許認可等を取得していること。

(5) 大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）に規定する暴力団及び暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。

（支給額等）

第3条 協力金の支給額は、1施設（事業所）あたり156万円とする。ただし、前条(2) ただし書において前条(2) の要件を充足するとされたものについては、協力金の支給額は、1施設（事業所）あたり次の一、二、三又は四に掲げる額とする。

一 要請を遵守した期間が前条(2) 二に掲げる期間である場合 1施設（事業所）あたり148万円

二 要請を遵守した期間が前条(2) 三に掲げる期間である場合 1施設（事業所）あたり76万円

三 要請を遵守した期間が前条(2) 四に掲げる期間である場合 1施設（事業所）あたり80万円

四 要請を遵守した期間が前条(2) 五に掲げる期間である場合 1施設（事業所）あたり72万円

2 協力金の支給は、対象となる1施設（事業所）につき1回とする。

3 市長は、予算の範囲内で、協力金を支給するものとする。

（協力金支給の申請及び支給の期間）

第4条 協力金の支給を受けようとするものは、協力金支給申請書（様式第1号）に必要な事項を記載し、次に掲げる書類を添付し、令和2年12月感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金（大阪市・府共同）申請要項（以下「申請要項」という。）に定める方法及び

期間内に、市長に提出しなければならない。

- ・協力金申請要件確認書（様式第2号）
 - ・誓約書（様式第3号）
 - ・申請要項で別に定める書類
 - ・その他市長が必要とする書類等
- 2 前項の規定による申請は、大阪市行政オンラインシステムを利用して行うことができる。
 - 3 申請に要した書類等は返却しないものとする。
 - 4 市長は、協力金の申請を受け付けた事業者に係る情報のうち施設（事業所）の名称及び所在地に関する情報を公表することができる。
 - 5 市長は、協力金を令和3年3月31日までの間に支給する。

（支給の決定）

- 第5条 市長は、協力金の支給の申請が到達したときは、内容を審査の上、支給を決定し、支給決定を受けた事業者（以下「支給決定者」という。）に対し、協力金を支給する。
- 2 市長は、前項の場合において、適正な支給を行うために必要があるときは、協力金の支給の申請に係る事項につき修正を加えて協力金の支給を決定することができる。

（支給の通知）

- 第6条 協力金の支給決定の通知は、支給決定者への協力金の入金をもって行うものとする。

（支給決定の取消し及び協力金の返還）

- 第7条 市長は、支給決定者が支給要件に該当しないことが判明した場合、又は偽りその他の不正の手段により支給の決定を受けたことが判明した場合は、協力金の支給の決定を取り消すものとする。
- 2 市長は、支給決定者が社会的な信頼性又は公平性を損なうおそれがあると認めた場合、協力金の支給の決定を取り消すことができる。
 - 3 市長は、第1項又は第2項に該当する支給決定者に対して、すでに協力金を支給しているときは、期限を定めて、返還を命ずるものとする。なお、返還にかかる費用は、支給を受けたものが負担するものとする。

（申請書等の不備等の取扱い）

- 第8条 提出された第4条第1項に規定する様式第1号及び添付書類（以下「申請書等」という。）について不備等がある場合、市長は申請者に不備解消を求めるが、市長が指定する期限までに申請書等の不備解消に至らず、再度の申請が行われなかった場合、申請者が協力金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

- 2 市長が第5条の規定による支給決定を行った後、申請書等の不備による振込不能等があり、本市が申請書等の確認・補正等を求めたにもかかわらず支給決定者において不備等の解消がなされず、支給決定者の責めに帰すべき事由により本市が指定する期日までに本協力金を支給できない場合、当該申請は取り下げられたものとする。

(調査等)

- 第9条 市長は、協力金の適正な支出のため、必要に応じて申請者及び支給決定者に対し、調査、報告、是正その他必要な措置（以下「調査等」という。）を求めることができる。
- 2 申請者及び支給決定者は、調査等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(その他)

- 第10条 本要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

本要綱は、令和2年12月23日から施行する。

附則

本要綱は、令和3年1月8日から施行する。

附則

本要綱は、令和3年1月13日から施行する。